

記載例（製造事業者の場合）

様式3（第6条関係）

特定製品製造事業届出書

令和元年5月10日

関東経済産業局長 殿

事業所所在地を管轄する経済産業局長宛
ただし、事業所所在地が複数の経済産業局の
管轄区域内にまたがる場合は経済産業大臣宛

登記上の記載とする。

経済産業株式会社
代表取締役 経済 太郎
埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
担当者 品質管理課 経済 次郎
電話 048-600-0000

社印及び代表
者印は不要
です。

消費生活用製品安全法第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業開始の年月日 令和元年5月8日

2 製造する特定製品の区分 携帯用レーザー応用装置

製造を行う特定製品を記載

3 当該特定製品の型式の区分 別添1のとおり

4 当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所
名称：経済産業株式会社 さいたま工場
所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1

国内において製造を行う特定
製品の製造の事業に係る工場
又は事業場の名称、所在地を記
載。なお、特定製品を製造する
工場、事業場が複数ある場合
は、そのすべてを記載。

5 消費生活用製品安全法第6条第4号の内容
別添2のとおり

記載例（輸入事業者の場合）

様式3（第6条関係）

特定製品輸入事業届出書

令和元年5月10日

関東経済産業局長 殿

事業所所在地を管轄する経済産業局長宛
ただし、事業所所在地が複数の経済産業局
の管轄区域内にまたがる場合は経済産業大
臣宛

登記上の記載とする。

社印及び代表
者印は不要
です。

経済産業株式会社
代表取締役 経済 太郎
埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
担当者 品質管理課 経済 次郎
電話 048-600-0000

消費生活用製品安全法第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業開始の年月日 令和元年5月8日

2 輸入する特定製品の区分 携帯用レーザー応用装置

輸入を行う特定製品を記載。

3 当該特定製品の型式の区分 別添1のとおり

4 当該特定製品を輸入する工場又は事業場の名称及び所在地

名称：ABCDEF CO., LTD

所在地：NO. 11, ABC ROAD, ABCD BLOCK, ABC DISTRICT,
DEFG CITY, ABC, USA

国外から輸入を行う特定製
品の製造事業者の氏名又は
名称及び住所を記載。なお、
輸入する特定製品の製造事
業者が複数ある場合は、その
すべてを記載。

5 消費生活用製品安全法第6条第4号の内容

別添2のとおり

型式の区分の添付例

<別添1>

特定製品の区分	型式の区分		該当 に○
	要素	材質等の区分	
携帯用レーザー 応用装置	種類	(1) 対象、位置等を指し示すために用いるもの	○
		(2) 装置の設計上又は機能上長時間レーザー光を目に向けて照射することを目的として設計したもの	
		(3) その他のもの	
	形状	(1) 外形上玩具として使用されることが明らかなもの	
		(2) その他のもの	○
	全長	(1) 8センチメートル未満のもの	
		(2) 8センチメートル以上のもの	○
	レーザー光 が放出状態 にあること を確認でき る機能	(1) あるもの	○
		(2) ないもの	
	放出状態維 持機能	(1) あるもの	
		(2) ないもの	○
	レーザー光 の種類	(1) 持続波のもの	○
		(2) パルスのもの	
	レーザー光 の色	(1) 赤色のもの	○
		(2) その他のもの	
	表示する文 字又は図形	(1) フィルターを用いて点以外の文字又は図形を表示できるもの	
(2) 振動装置を用いて点以外の図形を表示できるもの			
(3) 点のみを表示できるもの		○	
(4) その他のもの			

<別添2>

当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対しその損害の賠償を行う場合に備えてとるべき措置

(記入例)

当社が製造を予定している特定製品はPL保険を活用します。

※ 「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令 第16条」により、「損害賠償措置」として適合すべき基準は、「被害者一人当たり1千万円以上かつ年間3千万円以上を限度額としててん補することを内容とする損害賠償責任保険契約の被保険者となっていること」と定められています。

※保険の内容がわかる書類（保険証書の写し）などを添付してください。